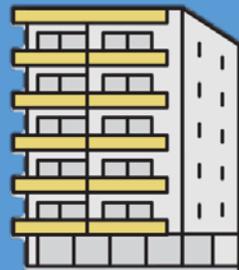


マンション管理組合を支援します！

# 松戸市マンション 再生等合意形成支援補助金



マンション管理組合が行う、マンション再生\*等に向けた検討活動に掛かる費用の一部を補助します。

\* 再生とは、老朽化したマンションの修繕、改修、建替えを行うことをいいます。ただし、修繕のみを行うものは補助対象外です。

## 申請受付期間

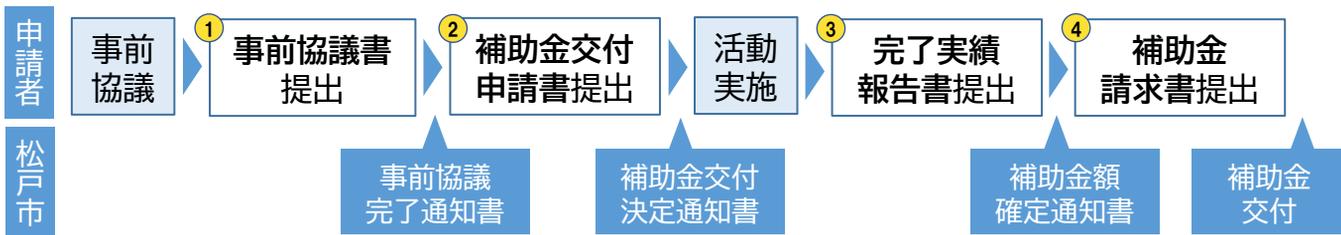
令和7年7月1日(火) ~ 令和7年12月2日(火)

## 補助金額

交付決定日から令和8年3月11日(水)までにおける再生等検討活動費の2分の1以内で30万円を限度（ただし、予算の範囲内での補助とします）

## 申請の流れ

補助金は通算で5回まで交付を受けることができます（2回目以降の利用も、都度申請要）。ただし、1年度に1度のみ交付申請が可能です。



## 申請の前に必ずご確認ください

- 申請にあたっては、**事前協議が必要**です。（申請受付期間前から行えます）
- 補助金交付決定後の再生等検討活動が補助の対象です。**着手前（委託等による場合、契約前）**にご相談ください。
- 他の機関（国など）の補助との併用は不可です。
- 管理組合理事長名または管理組合法人名で申請してください。

## 問合せ先

松戸市 街づくり部 住宅政策課（松戸市役所 新館8階）  
☎ 047-366-7366 ☑ mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp

# 提出書類

各申請書	添付書類	申請方法
① 事前協議書 (様式1)	<input type="checkbox"/> 再生等活動計画書(様式1の2) <input type="checkbox"/> 検査済証等(検査済証がない場合は建築確認済証等) <input type="checkbox"/> 管理規約 <input type="checkbox"/> 集会議案書(案)等*1	松戸市オンライン申請システム
② 補助金交付申請書 (様式3)	<input type="checkbox"/> 集会議事録(議案書)等*1	松戸市オンライン申請システム
③ 完了実績報告書 (様式8)	<input type="checkbox"/> 再生等活動報告書 <input type="checkbox"/> 再生等活動に係る費用(支払者、支払日、支出先、内訳)が記載された領収書等 <input type="checkbox"/> 契約書・仕様書・内訳書等(委託している場合)	松戸市オンライン申請システム
④ 補助金請求書 (様式10)		郵送

\*1 集会議事録(議案書)等

再生等検討活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議していることを確認するため、提出して頂きます(総会あるいは管理組合の規約で理事会等に付託している場合、理事会などの決議でも可)。

## Q & A

### 私の管理組合は補助を受けられるのかな

補助対象となるマンション管理組合は下記のとおりです。

1. 松戸市内にある分譲マンションであること。
2. 築後30年を経過していること。
3. マンションの再生等活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議していること(総会決議、または管理組合の規約で理事会等に付託している場合は、理事会などの決議でも可)。

### 補助対象となる再生等検討活動ってなんだろう

再生、敷地売却、敷地分割又は除却に向けて、区分所有者の合意形成を図るために行う活動で、次のいずれかに該当するものです。

1. マンションの現状調査に関すること
2. 老朽度の判定に関すること
3. 建物の再生等方法(修繕、改修、建替え、敷地売却、敷地分割又は除却の比較)の検討に関すること
4. 居住者の意向調査(アンケート等)に関すること
5. 基本構想・事業計画の作成に関すること 等

### 具体的にどんな費用が対象になるのかな

再生等の検討を進めるために設置する検討委員会が、会議を開く場合の会場費、勉強会の資料代、講師派遣を受ける場合の講師料等が補助対象となります。

また、区分所有者や居住者を対象にした意向調査(アンケート調査)を実施する場合の実費(用紙代、印刷代、集計費用)や、専門家へ調査や設計を委託する費用等も対象となります。

※工事に掛かる費用(施工費、材料費等)は補助対象外です。